

# RIN IP Partners

NEWSLETTER



## 国内法・基準等改正

2025 年版 類似商品・役務審査基準の公表

## 国内判決紹介

使用している商品が書換登録後の指定商品に含まれないとして不使用取消審決が維持された事例

## 国内審決紹介

1. 商標法 4 条 1 項 8 号における「他人の肖像」に関する事案
2. 異議申立と無効審判で類否判断の結論が異なった事案
3. 引用商標との類否が争われた事案

## 外国情報

1. 韓国 公告商標に対する異議申立期間が 2 か月から 30 日に短縮へ
2. 台湾 意匠出願の実体審査繰延請求の改定
3. ミャンマー 商標登録証発行

### ■ 発行人・お問い合わせ

弁理士法人 RIN IP Partners  
URL: <http://www.rin.or.jp/>  
TEL: 03-3517-9901  
Email: [rinip@rin.or.jp](mailto:rinip@rin.or.jp)  
住所: 〒103-0027  
東京都中央区日本橋一丁目 1 6 番 3 号  
日本橋木村ビル 7 階

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

今年は、昨年と異なり、甚大な災害や事故などもなく、比較的穏やかな年始を迎えられたことと存じます。

2025 年が皆様にとって穏やかで実り豊かな 1 年となることを心よりお祈り申し上げます。

さて、今年も知財ニュースを配信してまいりますので、昨年同様、ご一読いただければ幸いに存じます。

なお、弊所は、日本橋地区の再開発事業に伴い、今年 3 月～4 月頃に移転いたします。移転先は、現在の場所から徒歩 5 分程度の距離にある日本橋小網町になる予定です。移転日などの詳細が決まりましたら、改めてご連絡させていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

## 国内法・基準等改正

### 2025 年版 類似商品・役務審査基準の公表

特許庁より「類似商品・役務審査基準〔国際分類第 12-2025 版対応〕」が公表されました。本基準は、2025 年 1 月 1 日以降に提出される商標登録出願に適用されます。

詳細については、以下のリンクよりご確認ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/ruiji\\_kijun/ruiji\\_kijun12-2025.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/ruiji_kijun/ruiji_kijun12-2025.html)

以下に、本基準における主な変更点をまとめました。

#### 【類変更】

- 第 44 類「介護」（42W02）→第 45 類
- 第 44 類「施設における介護」（42W02）→第 45 類
- 第 44 類「訪問による介護」（42W02）→第 45 類

#### 【表示変更】

- 第 29 類「菓子（肉・魚・果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。）」（30A01）→「菓子（動物性食品又は野菜その他の食用園芸作物を主原料とするものに限る。）」
- 第 30 類「菓子（肉・魚・果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）」（30A01）→「菓子（動物性食品又は野菜その他の食用園芸作物を主原料とするものを除く。）」
- 第 31 類「ホップ」（31A06）→「未加工のホップ」

#### 【削除】

- 第 19 類「リリウム製建築専用材料」（07A03）→削除
- 第 19 類「リリウム製壁板」（07A03）→削除
- 第 19 類「リリウム製タイル」（07A03）→削除
- 第 19 類「リリウム製床板」（07A03）→削除

（担当：新井）

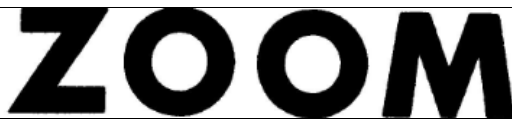
## 国内判決紹介

### 1. 使用している商品が書換登録後の指定商品に含まれないとして不使用取消審決が維持された事例

判決言渡日：令和6年10月31日 事件番号：令和6年（行ケ）10045号

#### 事案概要

本件商標指定商品中の「電子計算機、電子計算機用プログラム、電子式卓上計算機」に対する不使用取消審判成立を受けて原告が審決取消訴訟を提訴したが、原告が使用している商品「静電容量式のタッチペン付きの尾栓」及び「多機能ペン」は書換登録後の指定商品「電子計算機」には含まれないとして、要証期間における本件商標の使用の事実が立証されてないとして請求を棄却した事例です。

本件商標	
登録番号	登録第 4363622 号
登録日	2000年2月25日
原指定商品	第11類「電気機械器具（電池を除く）、電子計算機〔中央処理装置及びその周辺機器（電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路、磁気ディスク、磁気テープを含む。）〕電子式卓上計算機、電気材料」
書換登録日	2010年7月28日
書換後の指定商品	第9類「配電用又は制御用の機械器具、回転変流機、調相機、電気磁気測定器、電線及びケーブル、電気アイロン、電気式ヘアカーラー、電気ブザー、磁心、抵抗線、電極、 <u>電子計算機、電子計算機用プログラム、電子式卓上計算機</u> 」 ※下線部が不使用取消請求に係る指定商品
不使用取消審判請求日	2021年2月10日
審決日	2024年3月28日

#### 判決抜粋

裁判所は、書換登録後の指定商品である「電子計算機」には、電子の作用をその機械器具の機能の本質的な要素としているものだけを含み、「電子計算機」に含まれる周辺機器も「中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路等」の周辺機器のみが該当し、ハードディスクユニット等の電子計算機外部の周辺機器はこれに当たらないと判示した。

その上で、使用商品の1つである静電容量式のタッチペン付きの尾栓（使用商品2）は、電子の作用をその機械器具の機能の本質的な要素としているものだけを含むとする「電子計算機」に含まれるものとは解されず、「電子計算機」には補助記憶装置であるハードディスクユニット等の電子計算機外部の周辺機器ですら含まれないと解されるため、電子計算機の中央処理装置及び電子計算機用プログラムの記憶とは何ら関係しない多機能ペンの尾栓である使用商品は、電子計算機に含まれる周辺機器に当たらないと判示した。

また、もう1つの使用商品である多機能ペン（使用商品1）についても、筆記具であり、静電容量式タッチペン付きの尾栓を備えていることを考慮しても、同様に「電子計算機」に含まれるものとは解しがたく、電子計算機の中央処理装置及び電子計算機用プログラムの記憶とは何ら関係しない多機能ペンであるため電子計算機に含まれる周辺機器に当たらないとして、原告の請求を棄却した。

## 寸評

裁判所は、書換後の指定商品について、書換ガイドラインなどに基づき経緯を丁寧に検討した上で、書換後の「電子計算機」に含まれる商品は「電子の作用をその機械器具の機能の本質的な要素としているものだけ」とし、「電子計算機」には「補助記憶装置であるハードディスクユニット等の電子計算機外部の周辺機器」ですら含まれないと判断した上で、いわゆる「ペン型データ入力具」は「電子計算機」に含まれないとしています。

類似商品・役務審査基準で認められている包括的（概念的）な表現を指定商品等としている場合、使用している商品が概念的に指定商品に包含されているため問題ないと考えていると、不使用取消審判を請求された場合に取り消されるおそれがあることを示しています。

そのため、実際に使用している商品が指定商品中の概念的表現に包含されているかの確認（特に書換登録をした商標）が必要であり、使用している商品を指定商品として積極表示すること（場合によっては新たな登録を図ること）が重要であると考えます。

（担当：藤田）


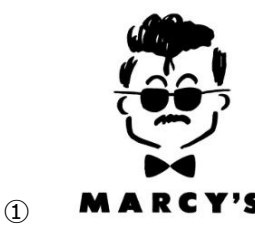
## 国内審決紹介

### 1. 商標法4条1項8号における「他人の肖像」に関する事案

決定日：令和6年10月22日 事件番号：異議2024-900033

#### 事案概要

本件商標の構成中の人物イラストが、商標法4条1項8号における「他人の肖像」か否かが争点となった事案。

本件商標（第6759059号）	引用商標
 <p>25類：被服，履物</p>	 <p>② MARCY'S</p> <p>③ MARCY</p>

#### 決定概要

商標法第4条第1項第8号の趣旨は、肖像、氏名等に関する他人の人格的利益を保護することにあると解される（最高裁平成15年（行七）第265号同16年6月8日第三小法廷判決等）。ここで「肖像」とは「特定の人物の容貌・姿態などをうつしとった絵・写真・彫刻。」（広辞苑第7版）とされるところ、本件商標は、人物の顔を表した図形、及び「MARCY'S」の文字からなるものではあるが、当該図形部分は

黒いサングラス、髭、蝶ネクタイ等を特徴とするイラストにすぎず、特定の人物の容貌、姿態をうつしとった肖像とまではいい難いものであって、人格的利益として保護すべきといえるほどに特定人の同一性を一般に認識させるものということとはできない。また、当該「M A R C Y ' S」の文字部分も、上記（1）のとおり、申立人の著名な略称又はこれを含むものと認めることはできない。

なお、仮に本件商標の図形部分が申立人の容貌を表した肖像であったとしても、提出された承諾書が偽造されたものであるとする証拠は申立人による宣言書のみであって、本件商標の登録査定時において、承諾書が偽造されたものであったことを認めるに足りる客観的な証拠は見いだせないから、本件商標が登録査定時に商標法第4条第1項第8号に該当し、その登録が同条第1項に違反してされたものということとはできない。

## 寸評

審査段階では、拒絶理由通知において「商標の構成中に元タレントの田代まさし氏の肖像を書してなるものと、容易に想起させるもの」であるため同号該当と判断されているところ（承諾書の提出により解消）、異議決定においては、同号の趣旨である他人の人格的利益保護に鑑み、本件商標は、人物の顔を表したイラストにすぎず、特定の人物（すなわち田代まさし氏）の容貌をうつしとった肖像とまではいえないとしています。前提となる「他人の肖像」について判断が分かれている点が興味深いと思ひ、取り上げました。なお、本件商標の構成中、「M A R C Y ' S」の文字部分についても、「M A R C Y」の文字が申立人の著名な略称であると認められないため、同号該当性は否定されました。

（担当：松嶋）

## 2. 異議申立と無効審判で類否判断の結論が異なった事案

（1）異議 2021-900230 決定日：令和4年3月16日

（2）無効 2022-890045 審決日：令和6年11月20日

### 事案概要

異議申立において登録が維持された本件商標について、改めて争われた無効審判で類否判断が覆り、「仮装用衣服」以外の商品は4条1項11号、「仮装用衣服」は同項15号に該当し、登録が取り消された事案。

本件商標 (第6368388号)	引用商標4 (第4057070号)
	

### 異議決定及び無効審決抜粋

#### 1. 本件商標の認定

（異議決定）

本件商標の構成中、図形部分は、楕円輪郭の中に、顔をモチーフにしたような図を表し、上部には耳に相当するような三角形を2つ配置しているから、構成全体としては、猫の顔をモチーフにした図形のような印象

を与えるものの、特定の観念までは生じない。そうすると、本件商標は、その構成文字に相応して「ニャンピオン」の称呼が生じるが、構成全体を考慮しても、特定の観念は生じない。

(無効審決)

本件図形部分は、(中略)全体として何らかの動物の顔を表したものと印象を与えるものといえるが、他方で、開口部を有する青色太線で描かれた横長楕円形の内部を縦に3つに分けて、中央を青色で塗り潰し、開口部を有する側を白抜き、開口部のない側を赤色とする点においては、請求人等の業務に係る被服及びスポーツウェア等を表示するものとして、需要者の間において広く認識され、周知、著名な商標となっている引用商標又はその構成部分と特徴を共通にするものであるから、当該特徴が需要者に強い印象を与えるものといえる。

## 2. 類否判断 (本件商標 vs 引用商標 4)

(異議決定)

本件商標と引用商標4を比較すると、外観については、図形部分の輪郭が楕円形で、内部を縦に3つに分けている点において共通するもの、(中略) 文字部分(Nyanpion)の有無も考慮すれば、互いの印象において相違し、判別は可能である。また、称呼については、引用商標4は特定の称呼を生じないものの、本件商標からは「ニャンピオン」の称呼が生じるから、相紛れるおそれはない。さらに、観念については、いずれからも特定の観念は生じないから、比較できない。そうすると、本件商標と引用商標4は、観念において比較できないとしても、外観において判別は可能で、称呼において相紛れるおそれはないから、それらを総合して考察しても、誤認混同を生じるおそれはなく、類似する商標とはいえない。

(無効審決)

本件商標は、周知、著名な商標となっている引用商標又はその構成部分と共通の特徴を有し、その特徴が需要者に強い印象を与えるものであるから、本件商標からも請求人等のブランドとしての観念を想起させる場合もあるといえ、その限りにおいては、本件商標と引用商標4とは、観念において相紛れるおそれがあるものである。以上を踏まえ、本件商標と引用商標4との外観、称呼、観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合し、取引の実情を踏まえつつ、全体的に考察すれば、たとえ、称呼において相紛れるおそれがないとしても、外観において相紛れるおそれがあり、観念においても相紛れるおそれがある場合があることからすると、引用商標4が周知、著名であることを踏まえれば、両商標は、商品の出所について、誤認混同を生じさせるおそれのある類似する商標と判断するのが相当である。

## 寸評

異議申立と無効審判で逆の判断となりました。引用商標が複数あるため、場合分けにより本件商標との対比内容は多少異なりますが、無効審判では、「Champion」ブランドの周知性を考慮し、両商標の図形部分の共通性(開口部を有する図形とカラーリング)を踏まえれば、本件商標から「Champion」ブランドの観念を想起させる場合があるとして広義の混同を認めています。一方で、本件商標の図形部分にある猫の顔や、「Nyanpion」の文字部分の有無については、あまり触れられていません。共通点が必要者に強い印象を与えるものであるため、これらの差異点については詳細な検討がされことなく類似と判断されている点が、周知商標へ与えられる厚い保護と感じます。

(担当：松嶋)

### 3. 拒絶査定不服審判（引用商標との類否が争われた事案）

審決日：令和 6 年 11 月 7 日 事件番号：不服 2024-5095

#### 事案概要

本願商標	引用商標
 第 4 1 類「テレビゲーム・コンピュータゲーム大会の企画・運営及び開催」等	 第 4 1 類「ゴルフの興行の企画・運営又は開催」ほか

#### 審決概要

審決では、本願商標は構成文字に相応して「ワールドゲームサミット」、「ダブリュージーエス」等の称呼を生じ得るが特定の観念は生じないとし、引用商標は構成文字に相応して「ダブリュージーエス」の称呼を生じるが特定の観念は生じないとした上で、両商標を比較した場合、外観においては図形の有無及び文字の有無において明らかに相違するから判別は容易であり、称呼においては「ダブリュージーエス」の称呼を共通にする場合があるとしても、その他の称呼の聴別は可能であって、観念においてはいずれも特定の観念は生じないから比較できないため、本願商標と引用商標は観念において比較できないとしても、外観において判別は容易で、称呼において聴別は可能であり、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標であると判断した。

#### 寸評

両商標について、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察した場合に、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標であると判断した審決は妥当な結論であると考えます。

過去にも、結合商標について、商標の構成文字を共通にするため共通の称呼が生じ得る場合であっても全体として相紛れるおそれのない非類似の商標であると判断した審決は多数存在しますが、本件においては、称呼を共通にする場合があるとしても「その他の称呼の聴別は可能である」としている点、「外観の差異が称呼の共通性を凌駕する」という定型フレーズを使用していない点が興味深いです。

(担当：藤田)

## 外国情報

### 1. 韓国 公告商標に対する異議申立期間が 2 か月から 30 日に短縮へ

2024 年 12 月 24 日、商標法改正法案が国会審議を通過し、2025 年 7 月より公告期間が 2 か月から 30 日に短縮される見通しです。韓国では審査期間の長期化（平均約 13-14 か月）が課題となっており、早期権利化への取組みの一環として改正の必要性が指摘されていました。

(担当：和田)

## 2. 台湾 意匠出願の実体審査繰延請求の改定

2025 年 1 月 1 日より、改定後の「特許及び意匠出願の実体審査繰延請求作業要点」が施行されました。

実体審査繰延請求とは、実体審査の開始時期を繰り延べすることができる制度です。意匠出願における出願人は、出願日より 1 年以内に実体審査の繰延請求を行うことが可能で、繰延期間は最長で 1 年となります。今回の改定により、分割出願についても繰延請求を行うことが可能となりました。ただし、1) 既に早期審査を請求したもの、及び 2) 出願日から 1 年を経過したものは、繰延請求を行うことはできません。

(担当：新井)

## 3. ミャンマー 商標登録証発行

2024 年 12 月下旬よりミャンマー知的財産局発行の登録証が届くようになりました。ミャンマーでは 2023 年 4 月 26 日より正式な商標制度が開始されました。当初は願書や委任状の提出期限について様々な情報が錯綜するなど混乱が見られ、続く審査等の運用も不安視されていましたが、今のところ順調に進行しているように見えます。

(担当：和田)

## ご意見・ご感想をお待ちしております

内容に関し、ご意見やご感想などがございましたら、お気軽に<rinip@rin.or.jp>までお寄せください。

END